

## エルソールフットボールクラブ運営規約

### 第 1 条 (名称)

本チームは『エルソールフットボールクラブ』と称する。

### 第 2 条 (目的)

本チームは、サッカーを通じて心身の健全な育成を行い、併せてサッカー技術の向上を目的とする。

### 第 3 条 (事務局所在地)

本チームの事務局を以下に置く。

〒181-0004 東京都三鷹市新川5-2-6

### 第 4 条 (会員資格)

本チームの趣旨に賛同し本規約を理解し承諾した者で、かつ健康状態が良好である者。コーチの指導に従い、前向きに取り組む事ができる者。

### 第 5 条 (資格の停止)

本チームは、会員が以下の事項に該当する際、会員資格の一時停止または除名を行う事ができる。

- ・会費の支払いが2か月以上滞った場合。
- ・本規約に定める事項に違反した場合。
- ・本チームの信用を著しく害し、会員としての品位を損なった場合。また公的秩序に反した場合。
- ・その他、会員としてふさわしくないと本チームが認めた時。

### 第 6 条 (指導)

本チームの会員は、定められた日程・時間に指導を受ける資格を有する。ただし、諸事情により指導日時を変更する場合がある。

### 第 7 条 (入会手続き)

入会希望者は、別に定める入会申込用紙に必要事項を記入の上提出し、会費の手続きを行うものとする。

### 第 8 条 (退会・休会)

退会・休会をする者は、退会希望月の2か月前までに届け出を行わなければならない。また、特別な理由(怪我・病気)がある場合のみ、休会を認めるものとする。特別な場合を除き、休会は3か月以内とし、これを超える場合は自然退会とし、会員資格を失うものとする。

### 第 9 条 (出欠連絡)

本チームに参加する会員は、練習及び試合などの出欠連絡を該当日1週間前までに出席システムを通じて連絡を行うこととする。

#### 第 10 条 (健康管理)

本チームに参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、本チームは一切の責任を負わない。

#### 第 11 条 (通知義務)

会員は住所・電話番号など届出事項の変更が生じた場合は、速やかに本チームに報告しなければならない。

#### 第 12 条 (傷害事故)

練習中、または試合中の事故については、本チームで応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負うものとする。

#### 第 13 条 (傷害事故の補償)

本チームの練習・試合中の事故については、本チームの傷害保険範囲内にて責に任ずるものとし、その範囲を超える責は一切負わないものとする。

#### 第 14 条 (送迎)

本チームの練習・試合に関する送迎は保護者が責任を負うものとする。

#### 第 15 条 (器物破損)

会員が施設などを故意に破損した場合、会員の責任と負担において修復をしなければならない。

#### 第 16 条 (協議解決)

本運営規約について嫌疑が生じたときは、チーム内において協議の上これを解決するものとする。登録先団体その他の機関への申し出は行わない。

#### 第 17 条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

#### 附則

1. 会の役員は以下の通りとする。

代表 〒181-0004 東京都三鷹市新川 5-2-6 杉原 聡

副代表 〒181-0004 東京都三鷹市新川 5-12-3 加藤 清隆

2. この規約は、2013 (平成 25 年) 11 月 1 日から適用する。

3. 2015 年 (平成 27 年) 2 月 1 日より、中原サッカークラブからエルソールフットボールクラブへ名称変更

4. 2016 年 2 月 20 日、運営規約改定。